

と神徳権知の御由縁にて権知神と申し又式社のこと記せらる書にも武水別神社は更級郡今比豆里とあり権知神は建速須佐之男大神の御子大歲神の子聖神即武水別神にませり鎧座の山を聖山と唱へ本名は高柄山と云ふ其第一峯を大高柄山と云ひ古は本社此絶頂にあり次を小高柄と云右高柄山水源流末四方數十村數萬の田地に注ぎ旱年の時は他國他郡よりも參詣して神澤を被ん事を祈る云々と記せり之に由て考るに八幡村は東鑑以下の書類にいづれも八幡宮とのみありて武水別神と云々となきを水帳に水分とあり判木に武水分神社名神大と記せるを證として當社なりと云る水分は由縁あれど判木のかた書は後人の加補なるべく思はれて疑はし大岡村は権知神を聖神とし御父大年神の御名より年穀のことによりとし高柄山の水源四方に注ぐを以て武水別命に由ありとしたるは證としがたきに似れど水別神の御名には由ありて聞ゆるるに縣の考按には彼板木の文と寶曆年間松代藩神社取調書に武水分神社と記載し社地近傍を水分と稱するを以て八幡宮を式社と定め大岡村は考據にあつべき證なれば武水別神社にあらずと斷じたるは如何あらん猶考ふ

水內郡九座

小八座

三才圖會

今按社傳祭神大物主・神相殿神國業比賣・神服部・神とあれど其由縁は記録なきを以て詳ならず但大物主神は御子神建御南方神の由縁にて當地芋井郷中に鎮祭せしなりと云り此國業比賣神等二神は三代實錄貞觀三年一月七日從五位下を授られたまへる神にさせど此相殿に鎮座と云

所在 三輪社

豆色巾上

所在 神代村

祭神 八阪刀賣命

今按社傳に祭神八坂刀賣命相殿に健御名方命彦神別命當
地妻科と唱ふるは八坂刀賣神鎮座の故なり當社は南方富
神の后神に座し健御名方富命彦神社に所縁ありて祭られ
玉への神なるを以て善光寺の神社に彦神別神社仕ふる神官
世々此社に仕ふと云り姑附て考に備ふ

小川神社

今按社傳に祭神男天大連算相殿神建御名方命小川郷と云ふ地は往古酒人小川眞人の氏族の開墾せし處なるを以て其祖先を祭れるなりと云るは姓氏錄未定雜姓に酒人小川眞人男太連天皇諱繼皇子兔王之後者とあるに據りて云らるものにて此地に其氏人の住りしことも證なく疑はしければとらず猶よく考べし

守田神社

別在 潮戸川村 **字馬** (上水内郡北小川村大字潮戸川)
今查明細帳小根山村にも同名の社あれど往古馬曲組宮一
社なりしを人戸増加するにより小根山へ勧請し馬曲の方
を奥宮と稱し當社を里宮と云ふ又潮戸川の上申にも小根
山に分祭の里宮ありとあれば潮戸川村の方本社なること
明けし長野縣式社考按に竹生村八幡社も小川神社なりと
て小根山村と論争に及びたれど舊領主にも許可せられず
却て潮戸川小根山の兩社を小川神社とせしは曲庇す可ら
ざるの理あればなるべし唯舊領主の崇敬ありしを以て社
殿の景況上の兩社に比すれば超越するものあれども村名
竹生を建部なりとし日本武尊に附會し當時鎮祭の社なり
と云ふも疑はし土人一般に八幡とのみ稱呼して小川神社
と云べき證なれば式社と定むべからずと云るが如し姑
附て考に備ふ

守田神社
祭神 守達神
神位 淸和天皇貞觀元年二月十一日丁酉授信濃國從五位下
守它神從五位上
社格 鄉社
所在 (七二會村字守田にあり) (上水内郡七二會村大字七
二會)